

競争ルールの検証に関するWG(第45回)に関する追加質問事項

1 1円端末等過度な端末購入割引が問題となったが、白ロムを含めた割引上限額が緩和された場合、自ら過度な端末購入割引を行うことはないかと約束できるか。
約束できないとすれば、その理由は何か。あるいはどうすれば約束できる状況を作ることが可能と考えるのか。

(佐藤構成員、長田構成員)

(KDDI回答)

- ・ 1円端末等過度な端末購入割引について、競争力維持のため、対抗上、実施が必要な状況と認識しておりましたが、今年度以降、弊社では過度な割引は行っておりません。
- ・ 競争上、追随せざるを得ない状況を作らないことが必要であり、また、転売問題は主に過度な割引による一括〇円販売により引き起こされていると認識しております。
- ・ 割引上限を一律4万円に緩和した場合、4万円以下の機種は一括1円販売が可能となることから、端末購入サポートプログラム以外での端末購入時における一時金での割引上限については、今後、慎重に検討する必要があると考えております。